

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第17号によって進めます。

日程第1、議第8号「令和2年度尾花沢市一般会計予算」から、日程第7、議第14号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」までの7案件を一括議題といたします。

この際、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長。

[予算特別委員長 奥山 格 議員 登壇]

◎予算特別委員長(奥山 格 議員)

おはようございます。今定例会において、当予算特別委員会に付託されました「令和2年度一般会計予算」をはじめとする予算議案7案件について、その審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

当予算特別委員会は、去る3月10日、11日の2日間にわたり、議場において、委員全員による予算特別委員会を開催し、当局から、市長、副市長、各行政委員会の長、並びに各課長等の出席を求め、総括質疑を行いました。

付託されました7案件の予算案について、慎重に審査し、終始活発な質疑応答がなされました。

さらに審査の慎重を期するため、各常任委員会を母体とする2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る11日から、それぞれの分科会において、詳細に審査を行ったところであります。

その分科会における審査の結果につきましては、昨日の特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ詳細に報告がなされたところであります。

さて、全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中で、本市においても出生数の減少など、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおりますが、依然として厳しい財政状況の中ではあるものの、この流れに歯止めをかけるべく、人にやさしくあったかい元気なまちづくりを進めております。

本市では子育て日本一を目標に掲げ、さまざまな子育て支援や定住、移住施策などを講じて取り組んではいるものの、この流れを完全に止めることは非常に困難であると思われまます。このような危機的状況を打開し、市民が将来に向けて安心感、期待感を持てるような、持続可能なまちづくりを進めるために、将来を見通した大胆で有効な施策を推進することが重要であると考えます。

来年度は、世界最大のスポーツと平和の祭典、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催予定となっており、聖火リレーが本市を通過するとのことでありますので、市民の皆さんと喜びと感動が分かち合える取り組みを望むものであります。

また、新たな時代、令和の幕が開け、新たな尾花沢の歴史を刻むべく、これからの本市の展望を見据えた戦略を練り、解決策を生み出し、市民の皆さんと一緒に積極的に取り組むことが、今後の未来の尾花沢をつくるための鍵だと考えられます。

来年度は、元気おばなざわ創造プラン後期基本計画の最終年度を迎えます。7つの基本目標に沿った各種施策を展開し、本市の最重要課題である人口減少対策に、しっかりと取り組むことを強く望むものであります。

それでは、示されました新年度予算案に対する総括質疑の概要について、その特筆すべきものについて申し上げますが、当予算特別委員会は、全議員で構成しておりますので、詳細については割愛をさせていただきます。

まず、一般会計歳入について申し上げます。

地方交付税については、前年度比で6,000万円の増率にして1.4%の増加が見込まれるものの、今後も厳しい財政状況が続くものと予測されます。

また、市税については、市民税をはじめ、固定資産税や軽自動車税、入湯税、市たばこ税、都市計画税の各税目において増加が見込まれることから、市税全体の予算額は、前年度比1.9%の増加となり、歳入全体に占める割合は16%を超えています。

しかし、今後、市税全体の大幅な伸びは期待できない状況が続くものと予測されるため、自主財源の根幹をなす市税の確保に向けて、納税環境の整備を図り、さらなる収納率の向上に期待するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

本市の財政状況については、先ほど申し上げたとおり、市税や地方交付税が前年度比で増加するものの、自主財源が脆弱な状況にあり、今後も厳しい財政事情が続くものと思われまます。

これまでの事業の効果と検証をしっかり行い、限られた財源の中で令和2年度は、安心して子育てできるまちづくり、いつまでも元気に暮らせるまちづくり、雪や災害に強いまちづくり、地域資源を活かした活力あるまちづくりと、人にやさしくあったかい元気な尾花沢の実現に向けた4つの視点に沿った事業への取り組みに期待するところであります。

まず、第2款総務費に関して申し上げます。

防災行政無線整備事業については、屋外放送の難聴対策に向けて、個別受信機の無償貸与を開始し、まずは、自主防災会長である各区長に貸与するとのことでありますが、難聴エリアを解消していくには、重要度を勘案しながらも、必要とする全世帯に対して、個別受信機を配備することが理想的であることから、貸与計画を検討するとともに、今度とも災害情報の確実な伝達手段について十分研究されるよう要望したところであります。

次に、ふるさと尾花沢応援基金事業については、ふるさと納税に関するポータルサイトを増設し、また新たに体験型による返礼品を展開して寄附の獲得を目指すとのことでありますが、体験型の返礼品をとおして、さらに尾花沢の魅力に触れていただきながら、関係人口の拡大を図るとともに、今後さらなる寄附額の増加につながるような取り組みとなるよう要望したところであります。

次に、第3款民生費に関して申し上げます。

放課後児童クラブ支援事業については、尾花沢第4放課後児童クラブを20名規模で新設するとのことであり、これにより一部を除き、ほぼ全ての放課後児童クラブにおいて、希望者の入所が可能になったとのことでありますが、今後も希望者のニーズを十分に反映し、待機児童が出ないような取り組みを進められるよう要望したところであります。

また、放課後児童クラブの運営については、放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準において、従うべき基準、参酌すべき基準が設けられているとのことでありますが、子どもたちが安全で充実した保育が受けられるよう、支援員のスキルアップを図るとともに、支援員の加配などについても、今後十分検討されるよう要望したところであります。

次に、第4款衛生費に関して申し上げます。

新生児聴覚検査費助成事業については、新生児の先天性難聴などを早期発見し、早期治療に結び付けるため、初回検査費用及び初回検査で異常があった場合の確認検査費用の全額を助成するとのことでありますが、初期症状のうちに発見し、早めに治療することが大事であり、子どもを授かった親としては、非常に安心感の持てる事業となっていることから、今後この事業について、広く周知をし、活用していただけるような取り組みを要望したところであります。

次に、第6款農林水産業費に関して申し上げます。

有害鳥獣対策事業については、有害鳥獣による農作

物等の被害防止のため、簡易電気柵の補助や新規狩猟免許取得者への補助などを行っており、新たに来年度は有害鳥獣対策用ドローンを導入し、被害状況の確認や追跡調査等を実施するとのことでありますが、ドローン操作に関わる講習をしっかりと受講していただくなど、より効果的な有害鳥獣対策事業となるよう要望したところであります。

また、併せて有害鳥獣駆除に関する経費については、特別交付税の対象経費になるものもあることから、ぜひ有効に活用していただき、今後さらに有害鳥獣対策事業を推進されるよう要望したところであります。

次に、第7款商工費に関して申し上げます。

仙台市営バスラッピングPR等業務委託については、現在運行している2台の効果検証を十分に図りながら、新たに開通した地下鉄の活用も研究されるなどし、さらなる観光誘客の拡大が図られるよう要望したところであります。

次に、第8款土木費に関して申し上げます。

道の駅リニューアル事業について、東北中央自動車道、東根、尾花沢間の全線開通を見越して、リニューアルに向けた基本設計調査を行うとのことでありますが、道の駅で、尾花沢のすばらしい農畜産物を市内外に発信できるよう、増築や建替えを含めた、飲食スペースや産直販売スペースの拡大を図るとともに、尾花沢らしさを感じられるような、おもてなしの充実と、観光情報発信機能の強化、防災機能の強化ができるような整備を推進するため、調査、検討を進めるよう要望したところであります。

次に、第9款消防費に関して申し上げます。

非常備消防費の消防団員報酬については、現在、消防団員622名、予備消防団員43名を配置し、火災や緊急時の備えをしているとのことでありますが、団員が退団して、団員に不足が生じた場合などについては、予備消防団員に入団してもらうなど、柔軟な対応をしてもらいながら、今後も地域の防火防災体制の充実が図られるよう要望したところであります。

次に、第10款教育費に関して申し上げます。

プログラミング学習用ロボットの導入事業については、人型ロボットを児童、生徒が自らプログラミングした内容で、会話したり、動かしたりすることで、より効果的なプログラミングの学習を実施するとのことでありますが、あいさつ活動やクラブ活動などにも有効に活用していただき、児童、生徒のプログラミングスキルの取得や、学力及び学習意欲の向上につながるような事業となるよう要望したところであります。

東京2020オリンピック関連事業については、6月にオリンピック聖火リレーイベントや8月にパラリンピック聖火フェスティバル、パラリンピックテコンドー競技に出場する太田渉子選手の激励会等を開催していくとのことですが、新型コロナウイルスの影響が心配されているものの、日本では56年ぶりの開催となる世界的なスポーツの祭典を、市民の皆さんとともに大いに盛り上がり、思い出に残る東京オリンピックとなるよう要望したところであります。

以上、付託された予算議案7案件に対する審査の過程について申し上げますが、当予算特別委員会としては、令和2年度尾花沢市一般会計予算をはじめとする予算議案7案件については、全会一致を以って、いずれも、原案のとおり可決すべきであるとの決定をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

また、予算議案の審査に当たり、詳細なる資料を提出され、誠心誠意、説明にあたられた市当局、そして、真剣に審査にあたられた委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。

結びに、3月末日をもって退職されます職員の皆様には、これまで、本市の発展にご努力されてきたことに、深く感謝を申し上げます。退職後も尾花沢をこよなく愛されますとともに、今後とも本市の発展にご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

この際、申し上げます。予算特別委員長に対する質疑であります。予算特別委員会は、全議員で構成していることから、これを省略いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。まず、議第8号「令和2年度尾花沢市一般会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第8号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第9号「令和2年度尾花沢市国民健康保険

特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第9号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第10号「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第10号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第11号「令和2年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第11号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第12号「令和2年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第12号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第13号「令和2年度尾花沢市介護保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第13号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第14号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第14号は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、一般議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第8、議第15号「尾花沢市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第19、議第26号「市有財産の無償貸付について」までの12案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、12案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第8、議第15号「尾花沢市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第16号「尾花沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第17号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第17号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第18号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第18号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第19号「尾花沢市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第19号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第20号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第20号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第21号「尾花沢市徳良湖周辺施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

この条例を見ますと、第13条第1項に「施設等のうち別表第3に定める施設を使用する者は、施設の利用に係る料金を支払わなければならない」というふうに書いてあります。それで、どのような料金を支払うかということでもありますけれども、今回の料金の改正を見ますと、新旧の料金表を比較して見ますと、例えば1番最初のほう、サイトの利用料、旧使用料金は762円となっております。ところが新しい今回の改正では、2,273円以内の額で指定管理者が市長の承認を受けて、別に定める額というふうになってます。この2,273円だけを見ると、あまり高くないんじゃないかなというふうに最初思ったんですけども、この新旧の料金表を比較して見ますと、762円から上限が2,273円に急激に上がっているというふうに印象を受けるわけなんです

ね。そうしますと、普通、料金の値上げの場合ですと、例えば消費税増税、今回8%から10%まで上がりましたので、2%のその増額を見込んで、それを含めた料金値上げとなるので、そんな大幅な料金設定にはならないはずなんですよね、普通は。だからこの上限だけ見ますと、やっぱりあまり高すぎる料金になっているんじゃないかというふうに思います。その範囲内で、指定管理者が定める、市長の承認を得て定める額というふうになってはいますけども、結局こういった料金設定をしますと、指定管理者が市長の承認を得て、2,273円に設定されることもあり得るわけなんですよね。そうするとこれ2,273円でいいというふうに市の条例で認めたというふうになるわけなんです。それで使用料の議決というのは、市議会の議決で決まるわけなんです。市議会で料金設定をしなきゃいけないわけなんです。だから市議会がいくら料金にするかということについて、責任を負ってるわけなんです。ところが、このような設定の仕方ですと、市議会が決めたんじゃないで、市役所の部局で、その範囲内で自由に定めていいというふうに考えていますので、市議会の議決が及ばなくなっているんです。そのいくらにするかということに関して。この先ほど読みました、13条第1項は、使用する者は、利用料金を支払わなければならないというふうに書いてあります。この条例というのは、支払う人のために作った条例なんです。支払う人に、これ以上は取りませんからということで、定めている条例なんです。したがってやっぱりこの上限を設定するにしても、やっぱり上限が料金として設定されることがあり得るわけですので、やっぱりその根拠をきちんと持った金額でなければならないと思うんですけど、いかがでしょうか。根拠はどのように考えていますか。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

奥山議員からは、利用料金の設定についてであります。今般、料金の幅を持たせているわけですけども、今後パンフレット等に記載していく料金としては、大きく変更する予定はございません。ただ今般の補正等でも説明しましたけども、今回の条例につきましては、指定管理者の裁量を料金に反映しやすいような形で、条例で固定するような形でなくて、指定管理者の主体的な運営を促すようなものとして捉えております。この金額等につきましても、先ほど言ったような形で、大きく変更する予定はありませんけども、今現在、先

行する花笠高原荘、または徳良湖温泉の条例に準じた考えで設定したということであります。金額等につきましては、やはり他の近隣の市町村の金額を今回全部調べさせていただきました。その中で、この範囲内であれば、その社会条件、またはその今後のいろんな活用に反映できるようなものとして設定したというのが、この金額というふうになっております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

やはりですね、使用料をいくらにするかというのは、市議会の議決で決まります。これでは市議会で決めたことにならないわけですね。2,273円以内の額であれば、指定管理者が市長の承認を得て定められる、自由に定められるというのでは、市議会で使用料を決めたことにならないわけです。やはり今課長が答弁されましたように、実際にはそういう額にはならないことを想定しているんだと言うのであれば、このような上限の設定はおかしいんじゃないかなと思います。条例改正はいつでもできるわけでありますので、妥当な金額を計上すべきではないかと思っておりますので、その辺やっぱりおかしいんじゃないかと思っております。答弁は変わらないと思っておりますので、おかしいと思っておりますというふうなことで、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議がありますので、議第21号を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長(大類好彦議員)

着席願います。

起立多数であります。よって、議第21号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第15、議第22号「尾花沢市災害弔慰金の

支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第22号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第16、議第23号「第8次尾花沢市ふるさと暮らし応援条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第23号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第17、議第24号「尾花沢都市計画事業中新田土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第24号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第18、議第25号「市有財産の無償貸付に

ついて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第25号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第19、議第26号「市有財産の無償貸付について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。和田議員。

◎9番(和田哲議員)

引き続き、市有財産の無償貸付の議案ということで、先ほどの市有財産の無償貸付と、この議案の第26号の市有財産の無償貸付については、提案の理由が異なりますので、その観点から質疑させていただきたいと思っております。

先ほどはあくまでも、本当の救済措置、本当に助け合いの気持ちで、支えていくんだというような無償貸付でありました。今回の第26号の提案理由に関しましては、あくまでも、提案理由が、空き公共施設を有効に活用して、地域の活性化と雇用機会の拡大を図るために、旧荻袋小学校を無償で貸付するためにのご提案をいただいたものであります。提案理由がこの内容でありますので、貸付する株式会社オザキさんのほうから、雇用機会がこれぐらい、5年間で拡大できるよというような計画というような提示、またそれに無償貸付に値するような計画の提示といったものはあったのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

お答えいたします。無償貸付をする際であります。事業計画等を出していただきまして、雇用拡大、それから地域のほうの活性化に寄与していきたいというふうな事業計画をいただいております。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

ありがとうございます。そういった資料が手元になかったものですから、ちょっと確認の意味を含めて質疑させていただきました。

これは5年前に貸付が決まりまして、5年前は5年前、あらためて今回は5年間の無償貸付をするといったような提案理由でありますけれども、今回は今回ということで、株式会社オザキさん以外にですね、ほかの企業さんのほうで、こういった無償貸付を利用して、雇用の機会の拡大を図りたいというような企業さんの声といったようなものはあったのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

お答えいたします。オザキさん以外の企業の方、あるいはその他団体の方からの、使いたいというふうな、直接的なうちのほうには、話はありませんでした。

◎議長(大類好彦議員)

和田議員。

◎9番(和田哲議員)

ほかの企業からなかったということで、目的がやはり、この空き公共施設の利活用となっております。地域の活性化もなっているとは認識しているんですけども、やはりこの雇用機会の拡大というのは、やはりこれから人口減少を食い止めていくためにも、非常に大切なことであるのかなと。これから契約の締結に入ってくるということになるかと思うんですけども、やはりこの5年後もですね持続して、この雇用機会の拡大等を図るためにですね、この実際、公共施設を利用いただいている株式会社オザキさんには、本当に感謝しなくちゃいけないのかなと思っております。そこに加えてですね、さらにほかの市内の企業等も利活用できるような丁寧な契約をお願いしたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第26号は、原案

のとおり決しました。

次に、日程第20、「各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査について」を議題といたします。

皆様方のお手元に配付いたしております申出書のとおり、各常任委員長、及び議会運営委員長から、所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長、及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のお手元に配付いたしておりますとおり、市長より、「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第7号)」の1件の議案が提出されております。

お諮りいたします。本議案を日程第21とし、本日の議事日程に追加いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第21、議第27号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第7号)」を上程いたします。

この際、市長より、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

本定例会に追加提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第27号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第7号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ125万7,000円を追加し、予算の総額を129億9,085万3,000円とするものです。

歳出については、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、小学校が臨時休業となったことから、放課後児童クラブを長期休暇期間と同様に、午前中から開所するため、運營業務委託料125万7,000円を追加するものです。

歳入については、放課後児童クラブの追加経費につ

いて、国庫支出金、子ども・子育て支援交付金125万7,000円を追加するものです。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。本件につきましても、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第22、議第27号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第7号)」の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第27号の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

日程第22、議第27号「令和元年度尾花沢市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

新型コロナウイルスの発症ということで、学校が一斉休校ということで、昨日と、そして16日と厳粛なうちに卒業式が行われました。本当に関係各位の皆様にご見舞い申し上げます。その1つのしわ寄せという形でやっぱり、この放課後児童クラブが、朝から開かなきゃならなかったということで、現場の対応を聞きましても、非常に人員の確保、あるいは消毒液やマスクの手配、そんなことも含めながら、現場対応された法人の皆さんには、大変ご難儀をかけたというふうにも思っております。これは国からの措置ということで、125万7,000円、そのまま放課後児童クラブ委託料ということで、各法人さんのほうに支給するというごさいますけれども、この125万7,000円という、その内訳といたしますか、私が申し上げたような人件費、あるいは光熱水費、いろんな形でこのたびの支出が、各法人さんについていると思うんですけども、それを十分賄えきれそうな金額なのかについてお伺いします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。この125万7,000円の内訳でありますけれども、保育士の単価、それから保育員の単価

かける時間数ですけれども、3月2日から18日までの期間、月曜日から金曜日までですので、13日間の期間と、それから8クラブでありますので、それをかけましての金額となります。時間については、8時から14時30分まで。14時30分以降については、通常のこれまでの放課後児童クラブというふうなことで、その不足分、日中分を算出した額になります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

3月2日から3月18日までというふうな、これまでの措置だということでございます。これ国の試算でありますので、かなり画一的な計算方式ということで、過不足についてはどうなるか分かりませんが、これからもですね、早く終息をしていただきたいという、我々の願いでありますけれども、なかなか目途がたっていないというふうな状況でございます。そしてまた、これからですと、学校の対応とかによっては、各自治体によって、放課後児童クラブの開所状況も変わってくるんじゃないかなというふうに思われます。そうした際に、尾花沢は尾花沢のこれからの学校や、あるいは保育所の、あるいは児童クラブの判断についても、さまざま問われていると思うんですが、そうした意味で、今回は国対応の財源を持った委託料の嵩上げということで了解いたしました。これからですね、やっぱりどうなるのかまだ分かりません。国の対応もどうなるか分かりませんが、やはり法人のほうにしわ寄せがいくことがないような、十分なその聞き取りと状況の把握をしていただいて、そういった支援については十分やっていただきたいということを要望申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

その他、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第27号は、原案のとおり決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議につ

いては、全部終了いたしました。

慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

3月定例会の閉会に際し、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、去る3月3日から17日間の長きにわたり、慎重にご審議を賜り、提出しました令和2年度予算並びに各種重要案件について、原案のとおりご可決いただき厚く御礼を申し上げます。

今定例会においては、第6次尾花沢市総合振興計画に掲げる各種施策をはじめ、今後のまちづくりの指針となる総合振興計画や、都市計画マスタープランの策定、並びに学園都市構想や病児・病後児保育などの重要施策について、多くのご意見を頂戴しております。今後、第7次総合振興計画や、第2次都市計画マスタープラン策定に向けた話し合いの場において、学園都市構想をはじめ、市政全般について市民の皆様のご意見をお聞きし、共通認識を築きながら市政運営に努めてまいります。審議をとおして賜りましたご意見やご要望については、今後の市政運営に十分反映しながら取り組んでまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行していることを受け、3月11日には世界保健機構がパンデミックを宣言し、3月13日には、我が国において緊急事態宣言を可能とする、新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立しました。本市においても、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市民の安全を確保するため、チラシによる注意喚起や、イベントの中止、延期、規模縮小等の自粛要請により、感染拡大の防止に努めています。その一方で、市内では、小中学校の臨時休校に伴う諸課題の発生や、観光客の減少、消費の低迷など、さまざまな問題が発生しております。これらの山積した課題に対応するため、本市の現状を山形県や国に対して訴えてまいります。

新型コロナウイルスの拡大は今後も予断を許さず、さまざまな面に影響が及ぶものと懸念しておりますが、市民の皆様のご安全対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今冬は、昨年からの穏やかな日々が続き、近頃は、あたたかい気温に春の訪れを感じます。議員の皆様には、くれぐれもご自愛いただき、市政発展になお一層のご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

いました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって、令和2年3月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前10時57分